二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○中部地方整備局告示第百三十号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十八年十二月十四日　中部地方整備局長　塚原　浩一
一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中部地方整備局告示第九十八号尾張都市計画緑地事業第二号尾張広域緑道
三　事業施行期間　自平成十九年十月二十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　なし
　使用の部分　平成十九年中部地方整備局告示第九十八号の事業地のうち犬山市大字犬山字四日市及び字西古券地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第百五十九号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十八年十二月十四日
　近畿地方整備局長　池田　豊人
第１　起業者の名称　福井県
第２　事業の種類　一級河川九頭竜川水系吉野瀬川ダム建設工事
第３　起業地
　１　収用の部分　福井県越前市広瀬町186字辻岩谷、185字貝田ケ瀬、184字貝田ケ平及び183字木野境、勝蓮花町54字花ノ谷、57字太鼓岩、55字吉野尾、12字高灯籠、11字中道、36字具谷口、72字加屋谷、44字二反田、68字一野谷、31字渡リ瀬、32字野之下、33字糖口山、９字村下、８字下八反田、６字済藤野、30字下済藤野、３字上八反田、29字坂ノ下、２字滝ノ前、51字用水及び52字塩柄、小野町148字二谷、67字東坂ノ谷、66字坂ノ谷、69字南大久保、64字大久保、63字持越、65字水尻后、68字太鼓岩、62字寺谷口、70字高尾、60字壱枚田、72字彼岸出、129字西野寺、127字東口、73字大口ナシ、59字高灯籠、58字口ナシ、76字一伏三起、57字下五郎、56字下三原、75字岩山、77字盆野山、54字平等、53字尾墓、78字雙六、89字福録久保、52字北田、51字中道、109字脇ノ山、50字水上、96字勢力山、137字漆橋、23字火与地、49字上川原、90字五六、93字口加屋谷、48字可屋谷、119字大蔭谷、88字猪子平、92字一野谷、46字北比沙門谷口、47字上五郎、86字下昆沙門谷、91字神出坂、41字下田、42字梅ケ平、44字塔ノ上、40字二反田、39字茗荷谷、55字前坂、150字高尾及び151字一伏三起、丸岡町65字小竜及び80字深谷並びに勾当原町86字日向山及び74字口塩唐地内
　２　使用の部分　なし
第４　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
　１　法第20条第１号の要件への適合性
　申請に係る事業は、福井県越前市広瀬町地内、勝蓮花町地内、小野町地内、丸岡町地内及び勾当原町地内に施行する「一級河川九頭竜川水系吉野瀬川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。
　本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
　２　法第20条第２号の要件への適合性
　一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件事業は同法第９条第２項に基づく指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である福井県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
　したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
　３　法第20条第３号の要件への適合性
　⑴　得られる公共の利益
　一級河川九頭竜川水系吉野瀬川（以下「吉野瀬川」という。）は、福井県嶺北南部に位置し、その源を越前市と南条郡南越前町の境界に位置する矢良巣岳（標高472m）に発し、越前市側の山間部を北流後、支川当ヶ峰川、大虫川、沖田川、小松川及び河濯川をそれぞれ合わせ、鯖江市鳥井町において日野川に合流する幹川流路延長18.02㎞、流域面積59.0㎢の一級河川である。
　吉野瀬川流域（以下「当流域」という）は、福井県嶺北南部に位置する越前市及び鯖江市を擁し、中流部は稲作を中心とした耕地、下流部は裁判所、警察署、消防署、公民館、小学校等の公共施設及びＪＲ、私鉄の交通施設が存するなど、福井県嶺北地方の基盤をなしており、その流水はかんがい用水としても利用されている。
　しかしながら、当流域では、沿川の越前市及び隣接する鯖江市の市街化が進んでいるにもかかわらず、吉野瀬川の流下能力が不足していることから、幾度となく洪水による被害が発生しており、平成10年９月、平成18年７月に被害が発生している他、平成25年には、７月の降雨では当流域の4,478世帯12,757人に避難勧告が発令、９月の台風18号では全国初の大雨特別警報が福井県全域に発表される中、当流域の3,980世帯11,155人に避難勧告が発令されている。
　このように、当流域では洪水被害が発生している一方、しばしば渇水被害にも見舞われており、平成６年には深刻な水不足に陥り、既得用水や河川環境維持のための水量を安定的に確保できない状況となっている。
　このような状況に対処するため、吉野瀬川を含む九頭竜川水系日野川ブロックの治水対策としては、平成18年２月に「九頭竜川水系河川整備基本方針」が、平成19年２月に「九頭竜川水系日野川ブロック河川整備計画」（平成21年８月一部変更。以下「整備計画」という。）が策定され、吉野瀬川に関しては、概ね30年に１回程度の確率で発生する規模の洪水を対象として、家久基準点における基本高水のピーク流量420㎥／秒のうち、新たに吉野瀬川ダムを建設することにより100㎥／秒調節を行い、計画高水流量を320㎥／秒に軽減する計画としている。
　また、概ね10年に１回程度の確率で発生する規模の渇水に対して、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（吉野瀬川ダム地点で最大0.28㎥／秒、最下流地点で最大0.22㎥／秒）（以下、「維持流量」という。）を確保することとしている。
　本件事業については、河川法第79条第１項により認可を受けた「ダム等建設事業全体計画」において、吉野瀬川ダム地点における基本高水のピーク流量200㎥／秒のうち175㎥／秒を調節するために必要な容量5,700,000㎥及び利水容量（流水の正常な機能の維持）1,100,000㎥を確保することとしており、吉野瀬川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持を目的とした治水ダムを建設するものである。本件事業の完成により、当流域の下流部の河川改修と相まって、整備計画に定められた概ね30年に１回程度の確率で発生する規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、当流域における洪水被害が軽減されることになる。また、概ね10年に１回程度の確率で発生する規模の渇水時においても、維持流量を確保することが可能となる。
　したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。